法　律

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十六号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律

（特別会計に関する法律の一部改正）

第一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第十節　農業共済再保険特別会計（第百三十八条―第百四十九条）」を「第十節　削除」に、「第十二節　削除　第十三節　漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第百七十二条―第百八十一条）」を「第十二節及び第十三節　削除」に、「第十六節　社会資本整備事業特別会計（第百九十八条―第二百九条）」を「第十六節　削除」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　特別会計の設置、管理及び経理は、我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不断に図るため、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　各特別会計において経理される事務及び事業は、国が自ら実施することが必要不可欠であるものを除き、独立行政法人その他の国以外の者に移管されるとともに、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

二　各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性につき不断の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合が行われるとともに、租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされること。

三　特別会計における区分経理が必要な場合においても、特別会計が細分化され、非効率な予算執行及び資産の保有が行われることがないよう、経理の区分の在り方につき不断の見直しが行われること。

四　各特別会計において事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、剰余金の適切な処理その他所要の措置が講じられること。

五　特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計の財務に関する状況を示す情報が広く国民に公開されること。

第二条第一項第十号を次のように改める。

十　削除

第二条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三　削除

第二条第一項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第十七条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第二十六条第二項及び第三十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十条第一号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　第四十七条第三項の規定による組入金

第四十条第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとする。

第四十七条に次の二項を加える。

2　前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3　前項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金は、編入した日の属する年度の翌年度の四月一日（同日が、土曜日に当たるときはその翌々日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする。）において、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

第六十八条の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加え、同条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第七十三条第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとする。

第七十五条第二項中「の不足を第八十条第二項の規定により補足することができない」を「不足を生ずる」に、「当該補足することができない」を「当該不足を生ずる」に改める。

第七十六条第二項中「及び外国にある外国銀行」を「、外国にある外国銀行、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者」に改め、同条第七項中「、予算で定めるところにより」を削り、「繰入金」の下に「及び第八十条の規定による組入金」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指標等先物契約（外国において若しくは外貨をもって支払が行われるもの又は外国通貨の金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。）を締結することができる。

6　財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）と同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

第七十九条第一項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第八十条の見出しを「（外国為替資金への組入れ）」に改め、同条第一項中「積立金として積み立てる」を「外国為替資金に組み入れる」に改め、同条第二項を削る。

第八十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「積立金及び」を削る。

第八十三条第二項中「前項」の下に「及び第四項」を加え、同条第四項中「積立金に属する現金」を「余裕金」に改め、同条第五項中「及び前項」を削り、同条に次の一項を加える。

6　第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

第九十一条の三の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）」を加え、同条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。